

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

静岡市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準の改正について(案)

2 意見公募手続を実施した期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月27日(水)まで

3 定めた規則等の題名

静岡市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準

4 規則等の交付等年月日

令和6年4月26日

5 規則等の案と定めた規則等の差異

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
	<p>2 条例第4条第2号の「地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所」とは、次に掲げる土地を含まない場所をいいます。</p> <p>(1) 静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号)第3条各号により指定された災害の発生の恐れのある区域内の土地</p> <p>(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域内の土地</p> <p>(3) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項の規定により設定された津波浸水想定において、1.5メートル以上の浸水深が想定される</p>	<p>2 条例第4条第2号の「地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所」とは、災害が発生する可能性がほとんどない場所をいい、そのような場所に当たるかどうかは、墓地又は火葬場を設置しようとしている土地の状況、その土地において災害が発生する可能性の有無、その可能性の程度その他の一切の事情を総合的に考慮して判断します。</p>	<p>すでに公表した案においては、通常発生するおそれがある災害について、被災の可能性が高い土地として他法令の指定を受けた土地、または被災区域の想定において深甚な被害を被るおそれがあると考えられる土地を列举し、これらの土地を含む場合は墓地等の設置ができないとする基準を設けようとした。</p> <p>これについて、例えば静岡県建築基準条例第3条各号に該当し建築が制限された土地について、同条例第4条ただし書きの規定により建築の制限が解除されることから、当初案のような土地について一律に設置を制限することは過剰な規制となることや、案の</p>

	<p>区域内の土地</p> <p>(4) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定に基づき指定された洪水浸水想定区域のうち、5メートル以上の浸水深が想定される区域内の土地</p>		<p>(1)～(4)の土地に関し被災が想定される災害以外の災害のおそれを含め、土地の状況を個別に総合的に判断すべきであると考えたことから、案から変更して基準を定めた。</p>
--	---	--	---